

# ボイラー運転及び設備保全管理業務仕様書

## 1 ボイラー取扱作業主任者の派遣

ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく有資格者1名を常駐させること。

## 2 業務の場所

住 所：郡山市桃見台15-1

場 所：福島県立あさか開成高等学校 ボイラー室

※ 運転するボイラーは2基（「本校舎、東校舎用」及び「南校舎用」）

## 3 業務委託期間及び業務時間

### （1）業務委託期間

令和7年11月20日から令和8年3月31日

（別紙「令和7年度ボイラー運転予定日程表」のとおり）

### （2）業務時間

7時30分～16時30分 （休憩時間は12時から13時までとする。）

## 4 運転期間及び時間

### （1）運転期間

令和7年11月20日から令和8年3月31日

（別紙「令和7年度ボイラー運転予定日程表」のとおり）

### （2）運転時間

原則として、7時40分～16時00分

なお、甲の指示により変更することがある。

## 5 運転業務内容

### （1）ボイラーの運転調整

### （2）各装置（付属装置等を含む。）の機能点検調整

### （3）各部のガス、油、水等の漏れ点検調整

### （4）ボイラー燃焼状況監視

### （5）燃料及び冷媒等の消耗状況調査

### （6）ばい煙濃度の監視及び調整

- (7) 空気及び換気設備の運転状況点検
- (8) 換気装置適時運転
- (9) ボイラー室内の整理整頓
- (10) ボイラー運転業務日誌の作成・提出

## 6 その他

- (1) 乙は、ボイラー運転及び設備保全管理業務に従事する者の氏名を甲に通知するものとする。その際、その者が次号の資格を有することを証明する免許証の写しを提出すること。
- (2) 運転するボイラーは伝熱面積が $22.9\text{ m}^2$ のため、2級ボイラー技士以上の資格を有する者を業務に従事させること。
- (3) 別紙「令和7年度ボイラー運転予定日程表」の「運転予定日を運転しない日と変更」する場合及び「運転予定でない日を運転する日と変更」する場合は、その依頼は緊急の場合を除き、委託日の前日中までに指示するものとする。
- (4) 上記5によりボイラーメーカー等に修繕を依頼する必要があるときは、甲が別途対応する。